

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	食ブランドマーケティング課	検索番号	2-1
法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法	根拠条項	3-1		
許認可等	経営改善措置に関する計画の承認				
<p>(根拠規定)</p> <p>○特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年7月1日法律第65条)</p> <p>第3条 (計画の承認)</p> <p>第5項</p> <p>都道府県知事は、第1項 (「特定設備の廃棄、事業の転換、新商品又は新技術の研究開発又は利用、事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画」) 又は第2項 (本処分には関係なし) の承認の申請があった場合において、その計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>1 当該計画に係る特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適合するために有効かつ適切なものであって、<u>農林水産省令で定める基準</u>に適合するものであること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則 (平成元年農林水産省令第29号)</p> <p>第6条 (計画に関する基準)</p> <p>法第3条第5項第1号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 法第3条第1項又は第2項の計画が達成される見込みが確実であること。</p> <p>2 地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。</p> <p>3 法第3条第1項の計画にあつては、同条第3項第1号に掲げる事項が経営改善措置の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標として<u>農林水産大臣の定める率</u>を上回る率を定めるものであること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則第6条第2号 (当時は「第2号」) の規定に基づき、農林水産大臣の定める率を定める件</p> <p style="text-align: right;">(平成12年3月15日農林水産省告示第377号)</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則第6条第2号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める率を次のように定め、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則第6条第2号の農林水産大臣の定める率は、年平均1パーセントとする。</p> <p>2 地域の農業の健全な発展に資するものであること。</p> <p>3 <u>その他政令で定める基準</u>に適合するものであること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令 (平成元年7月1日政令第208条)</p> <p>第4条 (計画の承認の基準)</p> <p>法第3条第5項第3号 (上記二重下線部分) の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 法第3条第1項 (上記下線部分) の計画にあつては、同条第3項第3号 (「経営改善措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法」) に掲げる事項が経営改善措置を確実に遂行するため適切なものであり、かつ、同項第4号 (「特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準」) に掲げる事項が適切なものであること。</p>					

(変更)

(様式1)

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法	担当課	食ブランドマーケティング課	検索番号	2-1
許認可等	経営改善措置に関する計画の承認				
経営改善措置に関する計画の承認基準					
知事は、申請された経営改善措置に関する計画（以下「経営改善計画」という。）が次に掲げる要件に適合していると認められる場合には、当該経営改善計画を承認する。					
なお、経営改善措置の実施期間は、おおむね5年間以内とする。					
(1) 当該計画に係る特定農産加工業者等が、自由化その他農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により影響を受けており、当該計画が、その影響に対処し新たな経済的環境に円滑に適応するための措置として、当該計画の作成者の経営力、技術力等から判断して有効かつ適切なものであって、当該計画の達成される見込みが確実であり、かつ、当該計画が経営改善外の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標として年1パーセントを上回る率を定めるものであること。					
(2) 地域農業の現状、今後の見通し等からみて、地域農業の健全な発展に資するものであり、国、都道府県の生産対策等と調和のとれたものであること。					
(3) 必要な資金の額が当該計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、かつ、資金調達力から判断してその調達が確実なものであること。					
(4) 特定事業協同組合等が新品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるため負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が公正で、かつ、当該試験研究費に対して過大な負担金を徴収するものでないこと。					
3 経営改善計画の承認手続					
知事は、経営改善計画の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、経営改善計画が承認基準に該当するものであると認めるときは、承認書を申請者の写しとともに申請者に交付する。また、承認しないこととしたときは、承認しない理由とともに、不承認書を申請者に交付する。					